

観光地点パラメータ調査委託業務処理要領

1 調査主題

北海道観光入込客数調査に係る観光地点パラメータ調査業務

2 調査内容

(1) 調査の基準

国土交通省観光庁が平成21年12月に策定、平成25年3月に改定した「観光入込客統計に関する共通基準」（以下「共通基準」という。）及び「観光入込客統計に関する共通基準調査要領」（以下「共通基準調査要領」という。）に沿って実施すること。

(2) 調査実施箇所 道内16箇所

○藻岩山（札幌市） ○小樽運河プラザ（小樽市） ○洞爺湖温泉（洞爺湖町）
○道の駅サブレッドロード新冠（新冠町） ○金森赤レンガ倉庫（函館市）
○ハーベスター八雲（八雲町） ○旭山動物園（旭川市）
○道の駅絵本の里けんぷち（剣淵町） ○宗谷岬（稚内市）
○道の駅流水街道網走（網走市） ○おんねゆ温泉・北の大地の水族館（北見市）
○道の駅うとろ・シリエトク（斜里町）
○エスタ帯広・とがち観光情報センター（帯広市） ○道の駅ステラほんべつ（本別町）
○釧路フィッシャーマンズワーフMOO（釧路市） ○新千歳空港国際線ロビー（千歳市）

(3) 調査項目 居住地、年齢、性別、宿泊/日帰りの別、訪問観光地点、消費額等

詳細は「共通基準」19頁から20頁のとおり

調査項目は、追加または変更される場合がある。

(4) 調査時期 平成31年度中、四半期毎に1回ずつ、計4回実施

(5) 調査対象 上記観光地点の観光客（道内客、道外客、外国人客）

(6) アンケート調査票 別添のとおり。ただし、調査項目は追加または変更される場合がある。

(7) 調査員マニュアル 別添のとおり

3 委託業務の内容

(1) 調査票等の作成・印刷

- ・ アンケート調査票（日本語版、英語版、簡体字中国語版、繁体字中国語版、韓国語版）、観光地点リスト、調査員マニュアル、外国人用案内板

(2) 調査実施場所の管理者に対する調査内容の説明及び協力依頼

(3) 調査員の確保・指導

- ① 3人以上/地点×調査地点数×4回
- ② 説明会等による調査要領の指導

(4) 必要に応じて謝礼品の購入及び贈呈

- ・ 必要に応じて回答者に対し謝礼品を配布すること。

(5) 調査の実施

①調査時期

- 調査日は、新千歳空港以外の15箇所については、次の期間の中の休日とし、土日の2日間、または、前後の祝日を含めた期間内の1日とすること。

実施予定日が悪天候などにより十分な票数を確保できないおそれがある場合は、直近の休日に切り替えること。

第1四半期	平成31年	4月から平成31年	6月の間
第2四半期	平成31年	7月から平成31年	8月の間
第3四半期	平成31年	10月から平成31年	11月の間
第4四半期	平成32年	1月から平成32年	2月の間

- 新千歳空港については、国際線の就航便が多い日であって、かつ、上記の調査日にできる限り近い日とすること。

②調査方法

- 調査地点において調査員による観光客への対面ヒアリング形式で調査項目について聴取し、調査票に記録すること。

③回収票数

- 1地点あたり100票以上を目標とすること。

④外国人への対応

- 外国人（英語、中国語、韓国語）に対する聞き取り調査ができるよう、外国語会話ができる調査員の配置や、コミュニケーションボードなどの補助資料などにより対応できる体制を整えること。

(6) 調査回答内容のチェック 「共通基準調査要領」39頁のとおり。

(7) 電子データの作成

- 調査結果を、「共通基準調査要領」40頁及び道が指定する形式に入力すること。

(8) 成果品の提出

①成果品：(7) で入力したデータを電子媒体化（CD-R等）したもの1部

②提出期日：各四半期最終月の20日までに提出すること。

ただし、第1四半期については、7月10日までに提出すること。

(9) 調査実施場所の管理者に対する礼状の印刷、送付

4 委託期間

平成31年 月 日(契約締結日)～平成32年3月23日

5 その他

(1) 契約締結後、速やかに「業務処理計画書」を提出すること。

なお、業務処理計画を変更する場合は、速やかに「業務担当員」と協議すること。

(2) 受託者は、調査を進めるに当たって不明な点が生じたときは、北海道と協議を行い、調査の円滑かつ適切な実施に努めること。

(3) 委託者は、受託者に対し、必要に応じて調査状況等についての報告を求めることができるものとする。